

武力紛争下における女性の人権

アジア女性基金は、第二次世界戦争中の旧日本軍によって、人権を侵害された元「慰安婦」の方々に対する償いを行う目的で設立された団体です。その経緯をふまえ、武力紛争下における女性の人権侵害は早くから取り組んだテーマの一つでした。

「慰安婦」問題が浮上した当時、女性の人権侵害が広く世界の認識を集め始めたという背景がありました。1980年代末の冷戦体制の崩壊を受けて、さまざまな形で、個人の人権が真剣に考えられるようになり、このような環境の中で、1991年に韓国の金学順さん、1992年にフィリピンのロサ・ヘンソンさんが、かつて「慰安婦」であったと名乗り出ました。さらに、1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナをはじめとする旧ユーゴスラビアにおける武力紛争下で、民族浄化の手段としての集団レイプと強制妊娠が世界に衝撃を与えました。

1993年の国連世界人権会議では、「女性の人権」が強く意識され、「女性に対する暴力は女性の人権侵害である」と初めて国際文書に明記され、翌年には「女性に対する暴力の特別報告者」が国連人権委員会によって任命されました。「慰安婦」問題についても、過去の問題ではなく、今日の武力紛争下における女性の人権侵害との繋がりが明確に論議されるようになった背景および経緯がありました。

国際専門家会議

アジア女性基金では、「武力紛争下における女性の人権」のテーマで、国際専門家会議を1999、2002、2003及び2004年度の4回開催しました。

1999年度

「武力紛争下における女性の人権」国際専門家会議

1999年9月14・15日 10:00～17:00 国立京都国際会館（京都府）

「武力紛争下における女性の人権」研究会を基礎にし国際専門家会議が開かれました。紛争をかかえるアジア、アフリカの専門家や国連人権高等弁務官、難民高等弁務官事務所からの参加がありました。

女性団体などの努力によって、戦時下の女性への暴力は戦争犯罪と定義されるようになりましたが、今後は、平和の再建プロセスで、ジェンダーに配慮した法制度・社会制度が必要とされています。

この会議に設定した課題は、次のものです。

1. 女性や子どもが受ける被害を繰り返さないためにどうするか。
紛争下での女性の人権保障およびエンパワーメントの方策
2. 平和の再建過程で、どのようにジェンダーに配慮すべきか。
「加害者」の責任追及および、「被害者」と「加害者」の和解におけるジェンダーへの配慮。
3. 「処罰」と「賠償」以外に解決の方法はないのか。
紛争のより多様な解決と予防策。



基調講演	「武力紛争下の女性の人権」	日本	安藤仁介（同志社大学）
各国報告	「母親と娘：暴力の絶えざる悪循環の被害」	カンボジア	メン・ホ・リアン
	「和平樹立のプロセスとジェンダーの視点」	インド	ラニ・ジェスマラニ
	「インドネシア軍と女性に対する暴力」	インドネシア	ヌウル・シャバニ
	「暴力を繰り返さないために」	パキスタン	ムサラット・ヒラリ
	「平和建設と女性の参加」	スリランカ	サロジャ・シバチャンドラン
	「武力紛争の中間段階における問題と女性の人権」	スリランカ	ナンディニ・サマラシング
	「武力紛争下における女性の人権」	ベトナム	ドン・テイタン・メイ
	「和解に関する国際法枠組みの必要性」	日本	田中文
	「防止のためのさらなる措置に向けて」	日本	大谷美紀子
	「21世紀における国連の役割」	日本	軽部恵子
	「平和の文化と異文化が与える課題」	地域外	アン・バウンティング
	「女性難民に対する保護」	UNHCR	ジャルザド・タジバクシ

「女性と暴力」公開フォーラム

1999年9月15日 14:00～17:00 国立京都国際会館（京都府）

14日の国際専門家会議に引き続き、15日には公開フォーラム「女性と暴力」を開催しました。公開フォーラムには団体、グループを始め学生など約100人が参加しました。

報告1 「武力紛争下の女性の人権」

カンボジア——メン・ホ・リアン（カンボジア人権協会）
 インド——ラニ・ジェスマラニ（女性のための調査と法律活動）
 インドネシア——ヌウルシャバニ・カタジャスカナ（インドネシア女性連合）
 パキスタン——ムサラット・ヒラリ（パキスタン人権委員会）
 スリランカ——サロジャ・シバチャンドラン（人権活動家）
 ベトナム——ドン・テイタン・メイ（司法省、法律調査協会）
 ルワンダ——アン・バウンテン（カナダヨーク大学）

報告2 国連、国際社会の取り組み

ジョン・パチエ（国連人権高等弁務官事務所=UNHCHR）
 シャールジャド・タジバクシ（国連難民高等弁務官事務所=UNHCR）
 安藤仁介（同志社大学教授）

2002年度

第2回国際専門家会議「紛争と女性」開催

2002年12月1～3日 東京ウイメンズプラザ（東京都・渋谷区）

紛争地で直接、人道支援に携わる専門家が国内外より参加し、紛争が女性に与える影響、人道支援の成果と限界、効果的な人道支援のための改善策について、3日間にわたって話し合いました。



参加者 国際赤十字、国境なき医師団、HABITAT、ILO、JEN、AMD、WFP、UNDP、JICA、UNICEF、UNHCR、UNIFEM など 外務省後援

2003年度

国際専門家会議・公開フォーラム 「女性に対する暴力―「紛争と女性」」

2003年12月16日、17日 大阪府 リーガロイヤルホテル堺

国際専門家会議には、アフガニスタン、スリランカ、東チモールを中心に、各国の政府関係者および民間の団体からの専門家30名が、一般の公開フォーラムには1400名以上が参加しました。公開フォーラムでは、アフガニスタンからの参加者が、「私は、27才ですが、生まれてから一度も戦争のない日を知りません」と紛争の続く国における日常生活の実態を報告しました。同じように、20年以上に渡って内戦が続いていたスリランカからの参加者は、「平和とは、単に戦争がないことだけではありません。暴力や敵意がないことだけでもありません。平等に人権、基本的自由が確保され、経済や社会的正義を享受できること、それが平和です」と紛争の長く続いた国からの報告によって、一般の参加者と共に平和について考えるきっかけを与えました。



参加者 アフガニスタン、オーストラリア、東チモール、インドネシア、フィリピン、スリランカ、日本より、司法、教育、社会福祉などの専門家。総勢29名。堺市女性団体協議会共催 外務省後援

2004年度

国際会議「道義的責任と和解の実現―戦争・紛争をめぐって―」

2005年1月14日、15日 東京・国連大学

実際に紛争を経験し、紛争後の和解のために今も第一線で活動している専門家が、アフガニスタン、カンボジア、東チモール、南アフリカ、ドイツから参加しました。この会議のテーマは、過去の戦争によって生じた問題についての責任を考えると同時に、現代においても繰り返されている紛争下での暴力について、憎しみのサイクルをどうやって断ち切るのか、そして正義の執行と被害者の回復をどうやって進めるのかを、いろいろな国の経験を基に探るものでした。



参加者 シマ・サマル（アフガニスタン独立人権委員会代表）、スベール・ソン（カンボジア憲法協議会メンバー）、のミレナ・ピレナ（東チモール国連女性開発基金プログラム代表）、ドイツからはジャーナリストであり前フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所代表のゲブハート・ヒルシャー（ドイツ人ジャーナリスト、前フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所代表）、プムラ・ゴボド（南アフリカ・ケープタウン「真実と和解」委員会上級顧問、ケープタウン大学心理学教授）、和田春樹（東京大学名誉教授、当基金理事）、林陽子（弁護士、国連人権小委員会代理委員、当基金運営審議会委員）、横田洋三（中央大学教授、国連人権小委員会委員、当基金運営審議会委員長）、フロリゼル・オコナー（ジャマイカ、国連人権小委員会委員）

「武力紛争下における女性の人權」研究会

「武力紛争下における女性の人權」研究会は、法律の専門家を中心に、1997年から年間平均4回のペースで開催し、2004年度末までに26回の研究会を行っています。この研究会では、さまざまな角度から武力紛争下における女性の人權を守るための法的枠組み、予防策や紛争解決の制度、和解の仕組み、復興、平和構築への女性の政治的参加とその役割などについて継続的に議論して来ました。そのテーマおよび講師は以下のとおりです。

1997年度

- | | | |
|-----|----------------------------|---------------|
| 第1回 | 旧ユーゴ国際法廷の枠組み | 林 陽子（弁護士） |
| 第2回 | 国際法の視点から考察した女性の人權、女性に対する暴力 | 小寺初世子（大阪国際大学） |
| 第3回 | 何がフィリピン「慰安婦」裁判で議論されたか | 高木健一（弁護士） |

1998年度

- | | | |
|-----|------------------------|---------------|
| 第4回 | 国際刑事裁判所の設立をめぐる争点について | 岡野 正敬（外務省条約局） |
| 第5回 | 紛争解決—もうひとつの方法 | ドニア・バステツイ（国連） |
| 第6回 | 挺身隊と国際法—韓国側から見た「慰安婦」問題 | 金東勲（龍谷大学） |
| 第7回 | 難民女性と人權—国際法の観点から | 滝澤美佐子（中部大学） |
| 第8回 | 国際刑事裁判所の枠組みについて | 藤田久一（神戸大学） |

1999年度

- | | | |
|------|----------------------------------|---------------------------|
| 第9回 | 女性差別と女性の人權—憲法理論の再検討 | 江橋 崇（法政大学） |
| 第10回 | ドメスティック・バイオレンスから女性を保護する国家の義務について | 米田 眞澄（京都女子大学） |
| 第11回 | 武力紛争下における女性の人權専門家を招聘しての国際会議 | （9月14～15日、京都） |
| 第12回 | 人權NGO—その意義と問題性 | 大沼 保昭（東京大学） |
| 第13回 | 武力紛争下における子どもの人權 | ピチット・ムンタボーン（タイ、チュラロンコン大学） |

2000年度

- | | | |
|------|-----------------------|----------------|
| 第14回 | 「沈黙」の意味するもの—国際法における女性 | 阿部 浩己（神奈川大学） |
| 第15回 | ハーグ陸戦条約3条と個人の損害賠償請求権 | シン ヘボン（青山学院大学） |
| 第16回 | 国連人權小委員会における最近の論議 | 横田 洋三（東京大学） |
| 第17回 | アメリカにおける戦後補償裁判 | 高木 健一（弁護士） |

2001年度

- | | | |
|------|----------------------------|---------------|
| 第18回 | 国際人身売買および不法移民議定書の最近の議論について | 藤本 治彦（法務省刑務局） |
|------|----------------------------|---------------|

- 第19回 ILO第29条と最近の動き 田中 光雄（連合）
 第20回 ドイツ基金の概要とアジア女性基金 ゲオルク・シュミット（在日本ドイツ大使館）

2002年度

- 第21回 中国人強制連行をめぐる問題 田中 宏（龍谷大学）
 第22回 中国における脱北者の実態と対策 李元雄（韓国関東大学）
 紛争と女性国際専門家会議の開催（12月1～3日、東京）

2003年度

- 第23回 「慰安婦」問題の解決に向けて ヒレル・レビン（ボストン大学）
 第24回 女性差別撤廃委員会における日本報告審議とNGOの役割 紙谷 雅子（学習院大学） 山下 泰子（文京学院大学）
 第25回 90年代国会における「慰安婦」問題の審議について 清水 澄子（I女性会議顧問）

2004年度

- 第26回 人道に反する罪と上官責任 多谷 千香子（最高検察庁）

1997年度～2004年度まで8年間続けてきた「武力紛争下における女性の人權」研究会は、いくつかのテーマに大別することが出来ます。

それらのうち、（1）国際法における女性の人權、（2）国際法の個人賠償請求権の、二つのテーマについてご紹介します。

国際法における女性の人權…第14回研究会

神奈川大学の阿部浩己教授には、「沈黙の意味するもの—国際法における女性」のテーマで、フェミニズム国際法学についてご報告いただきました。

沈黙という言葉

「沈黙」という言葉はフェミニズム、特に国際法におけるフェミニズムの一つのキーワードです。なぜ「沈黙」があるのかという問いが、国際法のジェンダー性、あるいは国際法における非対称な権力構造を解き明かす重大なカギになります。

この「沈黙」という言葉に思いを馳せるきっかけとなったのは、1998年11月に東京地方裁判所で判決が行われた七三一・南京虐殺事件でした。実は私も法廷で証言し意見書を提出しました。「陸戦の法規慣例に関するハーグ条約」第3条という条項がありますが、その条項に基づいて被害者は賠償を受ける権利がある、それを日本国憲法

のもとで実現できると主張したわけです。ところが、最終的に出てきた判決の中で、東京地方裁判所の裁判長からお叱りを受けるかたちになりました。

一つは、ハーグ陸戦条約に基づいて個人が賠償を受けた例はまったくと言っていいほどない、それなのに賠償を受ける権利があると主張するのはおかしいというわけです。もう一つは、このようなかたちで個人が戦争責任を追及していくと、日本と中国とのあいだに築かれている友好関係を掻き乱すことになってしまう。二国間の関係にとって好ましくない。

この2点は、とても納得しかねる指摘でした。そもそもこれまでどうして個人賠償ができなかったのでしょうか。国際法学は慣行が積み重ねられることによってルールができるわけですが、そのような慣行を積み重ねることができない人たちが賠償を求めたくとも求められない人たちには、結果的に国際法は存在しないのでしょうか。不利な立場にある人、特に戦争被害者にとっての国際法、戦争法とはいったい何なのかという思いを強くしました。それが、「沈黙」ということ、「何事も起こらなかった」ということはいったいどういうことなのかを考えるきっかけになったのです。

また、被害者個人の救済、補償、賠償を手がけていくことは国家間の関係で好ましくないという考え方は、きわめて古典的なリアリズムに基づく安全保障観です。国際政治学や国際法学において支配的な安全保障観なのですが、そのような安全保障の枠組に入れない人間や、人間の価値とは何なのかを考えるきっかけにもなりました。

「沈黙」や「何も起きない」ということの意味を考える際に、フェミニズム国際法学は非常に有効な手がかりを提供してくれます。フェミニズム国際法学に私がはじめて出会ったのは1990年代です。冷戦の終結にともなって、この立場から非常に活発に言論活動が展開されるようになっていきます。しかし、国際法学の世界ではそれほど強い影響力を発揮しているわけではありません。特に日本の国際法学におけるフェミニズム国際法学の主張は皆無に等しいと思います。

国際法学理論

冷戦の終結によって国際関係、あるいは国際法というものが、大きく揺れ動いてきています。それに伴って国際法学に関わる理論もいろいろなかたちで提起されるようになっていきます。ここではいくつかの学派をご紹介します。

【古典的リベリズム】

1つは「古典的リベリズム」というものです。これは伝統的な国際法学を支えてきた考え方で、国家を個人になぞらえ、個人が国内において同意や自由や平等という原則に基づいて社会を築いているのと同じように、国際社会においては国家が同意・自由・平等という原則に基づいて、お互いに同意をしながらそのルールを築き上げていくと説きます。個人にプライバシーがあるように、国家にも「国家のプライバシー」

が国内管轄事項というかたちで国際法上定式化されているのであるから、個人のプライバシーに法が立ち入らないように、国家のプライバシーである国内問題に国際法は入っていくべきではないという、実証主義的な考え方がこの古典的リベラリズムを支えているわけです。私を知るかぎり、国際法学では圧倒的な考え方だろうと思います。

【民主主義的リベラリズム】

冷戦終結後、こうした古典的リベラリズムに対して、「民主主義的リベラリズム」（デモクラティック・リベラリズム）が主張されてきました。大きくはカント学派と民主主義的ガバナンス学派に分けられると思います。

カント学派は、個人を中心に国際法を組み立てていきます。国家の役割は個人の人権を保護することである。国家は、個人の人権を保護する目的のために、市民によって選ばれた政府によって代表されなければならない。限定して言うと「立憲民主主義的な国家」のみが国際社会に参加する資格があるというわけです。この考え方が、非民主主義的な国家には、国際社会が介入・干渉してもいいのだという現在の人道的介入・干渉の考え方につながっていきます。

以前の古典的リベラリズムとの違いは、個人を全面に押し出している点です。ただし、国際社会における主体はあくまで国家であって、その国家が個人の人権を実現するために存在しているという考え方をとっています。

民主主義的ガバナンス学派は、ニューヨーク・ロースクールのトーマス・フランクという、いまのアメリカ国際法学会の会長に代表されます。

トーマス・フランクは、古典的リベラリズムを現代風にアレンジして主張しています。古典的リベラリズムは、国際社会の主体は国家であり、その国家の同意によって国際法ができあがる。国家の中で何が起きているのかは問わないという考え方です。したがって、例えば国家を代表している政府が本当にその国家を代表しているのかどうか、その正統性は問いません。実効的に支配していればいいというのが古典的リベラリズム学派です。

それに対して、トーマス・フランクは国家に国際法を導入させていくわけです。国家はただ単に実効性をもっていいだけではなく、正統性をもった政府によって代表されなければならない。その政府は民主主義的な手続きを経て選出された政府である。つまり、個人が同意して国家をつくる、そしてその国家が同意して国際法をつくるというように二重の同意が積み重なってできたのが国際法であるという考え方をとります。

これは、冷戦終結後アメリカが外交面で展開している考え方、つまり民主主義的な手続きを経た政府であるかどうかで正統性を判断するというアメリカの外交政策に見事なまでに合致しています。

【新グロウチウス学派】

しかし、それだけが世界の国際法学を支配しているわけではありません。それに対抗して「新グロウチウス学派」と呼ばれる考え方を継承している人たちもいます。プリンストン大学のリチャード・フォークという人がその代表的な論者です。

トマス・フランクの考え方や、古典的リベラリズムにおいては、国際法の参画に関わっているのは国家であるという線は踏み外さない。これに対して、新グロウチウス学派はさまざまなファクターが連帯することによって国際社会はできあがっているという国際法観を打ち出すわけです。国家だけでなく、個人や企業を含めたさまざまなファクターが重なるようにして国際社会はできているのだ。そこをきちんと認識してそれに見合うかたちで国際法を再定式化しようではないかというのです。

新グロウチウス学派の特徴は、実証主義的な考え方ではなく、むしろ自然法主義です。正義や人權といった国家の意思を超越した大切なものがあり、それに基づいて国際社会は動いていかなければいけないという考え方です。ウィラマントリーというICJの裁判官はこうした考え方を、核兵器の使用や核兵器による威嚇についての勧告で示しています。

古典的リベラリズムから発展したデモクラティック・リベラリズム、それに対抗している新グロウチウス学派、このへんまでは国際法学のメインストリームだと思えます。それに対して、常にメインストリームに揺さぶりをかけているのは「批判法学派」(クリティカル・リーガル・スタディーズ=CLS)と「フェミニズム国際法学派」です。

【批判法学派】

批判法学派の代表的な論者は、フィンランド・ヘルシンキ大学のマルティ・コスキエニミです。

この批判法学派が非常に危険だと言われるのは、法の支配というものはないと主張するからです。客観的な法は存在しない。一定のルールが存在しているように見えるときであっても、そのルールをどう解釈するかは、そのときの政治的な判断や価値によって決定されると主張しています。論理はどのようにでも操作できる、最終的にはそのときの優勢な政治的価値によって法規範の内容は定まっていると言います。レトリックによって国際法の政治性、イデオロギー性を鮮烈に示してみせるのが批判法学派であり、これに接すると目から鱗が落ちる部分もありますが、このグループとは関わり合いをもちたくないという人も少なくありません。

物事というのは抽象的に存在しているのではなくて、誰かが意味づけをすることによって意味が決まってくるのだという、冷戦終結後に世界を席卷した社会構成主義、構成主義理論もこの批判法学が底流に流れています。

【フェミニズム国際法学】

1991年にアメリカ国際法雑誌にクリスティーン・チンキンら、オーストラリアを代表する人たちが論文を発表したことが、世界的にフェミニズム国際法学の登場を知らしめるきっかけになったと思います。

●特徴

フェミニズム国際法学の特徴の第1は、「客観性・中立性を徹底的に疑う」ということです。法というのは客観性や中立性を装って定立されるわけですが、それは実は虚構だと言うのです。キャサリン・マッキノンは、「すべての法の陰には人間の血が流れています。人間の物語が隠されているのです。条文が条文を生むのではなく人間の生活が条文を生むのです。問題の核心は、誰の経験が法のもとになっているかにあります」と言っています。

フェミニズム国際法学は、国際法のもとになっているのは男性の経験であると言い、女性の経験が徹底的に国際法学の世界から排除されてきたというたくさんの例を示して見せます。しかしそれは決して系統立てたかたちではなく、ある意味発掘作業に似たかたちで「国際法の男性中心主義」が示されます。ですから従来の客観性、中立性に固執する法学の立場からは「系統性を欠いている」と批判があるのです。

国際法学は政府間の関係や国家機関による行為を記述の対象にしてきました。それを別の言葉に置き換えれば公的なものが法の世界の中心であり家庭の中で起きていることは、私的なものとして国際法の世界から放逐されてきたということです。

特徴の第2は、「明確な秩序変革志向」です。ただ単に客観性・中立性を疑うだけでなく、秩序を変革しようという明確な政治課題をもっています。単に学問的研究にとどまらない実践志向です。

構造的に家父長的な国家を介在させるのであれば、永遠にフェミニズム国際法学の秩序変革志向は具現化しないと、国家をバイパスしていく戦略が考えられています。

現在のところ、「発掘作業」が中心で別の代替秩序を示していないのは、対案を示すことよりも問いかけや対話を重視し、できるだけ相互に排除しないよう「多元的な」国際社会を目指しているからです。

又、「重層的な差別構造の批判」を行っています。第一波のフェミニズムのあとに、1960年代頃から第二波フェミニズムが登場し、女性であればだれでもわかりあえるという考え方でフェミニズムが展開されていたことに対し批判が起きました。国際法学の世界でも「女性と言っても実質的にはみんな違う。人種、経済的レベル、宗教によっても違う。実際に、差別は重層的なものであり、決して女性は一枚岩ではない」ということを主張するようになっていきます。それまでフェミニズムは、男と女に焦点をあてていましたが、いまは女性の中、男性の中にも違いがあるという「内なる差異」をきちんとふまえて主張しています。

また拷問禁止条約や難民条約がいかに男性中心にできあがっているかを説いています。拷問禁止条約は1984年にできましたが、この条約の拷問の定義を見ると、公務員が激しい精神的、肉体的苦痛を行うこと、あるいは、公務員が同意している場合となっていて、公務員がまったく介在しない家庭内等での拷問に類するような行為は、拷問禁止条約では禁止されていません。

また、難民条約は人種、宗教、国籍をはじめ、特定の政治的意見等を理由として迫害を受けるおそれがある国外に脱出した人を難民として定義しています。これも男性中心だと言えます。実際にそれらを理由として迫害を受けているのは、例えば政治活動、宗教活動をしている人です。そしてその多くは圧倒的に男性なのです。

ところが、難民条約で言う難民ではない、広い意味での難民の8割ぐらいは女性と子どもです。つまり、難民条約は世界中に存在している難民のごく一部しか扱っておらず、そのごく一部もほとんどが男性であることを考えれば、この難民条約がいかに女性を排除したものであるかということが言えるのではないのでしょうか。

このように、フェミニズム国際法学はいろいろなところで国際法が男性中心のもとにできていることを告発し続けているわけです。その結果としていくつか成果も出てきています。

●成果

まず第1の成果は、1979年の「女子差別撤廃条約」、そして1993年の「ウィーン宣言」です。「女子差別撤廃条約」は、その実施措置、つまり履行を監視するしくみが極めて弱い限界をはらんだ条約ですが、フェミニストたちが個人通報制度がなかった点を指摘し選択議定書を整備するよう働きかけ、ようやく日の目を見ることになりました。また、「女子差別撤廃委員会」は、他の人権条約機関に比べ、きわめて短い会期しか認められていませんでしたが、ほかの条約機関並みに期間3週間2回という会期の延長を認めさせました。

1993年世界人権会議で採択された「ウィーン宣言」で、「女性の権利は人権である」と言われ、少なくとも建前の上ではそのようなことが認識された背後に、フェミニズム運動や国際法学の理論的な働きかけがあったことは否定できません。

次いで1993年に国連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」があります。これに基づいて特別報告者に、ラディカ・クマラスワミが任命されました。この宣言の非常に画期的な点は、性差別の構造的な性質をはっきりと認めたことです。つまり、家庭内で起きている暴力、男性による暴力が社会一般の男性優位の権力構造を反映するものであるということを確認したのです。そして“パーソナル・イズ・ポリティカル”というフェミニズムの標語が、「女性に対する暴力撤廃宣言」の中にもはっきりと投影されることになりました。これ以降、女性の人権をメインストリームに入れる流れもはっきり出てきたと思います。

さらに、国際刑事法廷があります。国際刑事法廷は旧ユーゴスラビアとルワンダでつくれ、国際刑事裁判所規程も採択されました。このような国際刑事法廷において、性暴力は裁かれるべきであると明確にうたい上げられたのです。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所は、フォカ事件で女性に対する暴力について62の訴因をあげて訴追が行われましたが、これは女性に対する暴力だけを戦争犯罪の中に取り込んで起訴する、非常に画期的な訴追であったと評価できます。

国際刑事法廷のなかで、被害者の権利保護が重要視されるようになってからというもの、日本国内の刑事裁判でも被害者の権利を保護する、特に女性被害者の権利を保護するために法定手続きを改善するようになりました。このように、着実に成果が生み出されている、新しい国際法のルールがつくり上げられていると言うことができます。

●減殺される「成果」

しかしフェミニズム国際法学が、女性の人権にとって非常に大きな成果をもたらしているようにみえながら、それを妨げる、あるいは封じ込める力も強くはたらいいます。

例えば、依然として国際法上の既得権益を国家は手放してはけません。国際法の立法手続きをみても、例えばNGOが草案をつくり、それをもって政府代表に働きかけるという現実があるわけですが、最終的にそれを採択するかどうかは国家の胸三寸によって決まるわけです。国連の事務総長はNGOと政府のパートナーシップを口が酸っぱくなるほど言いながら、現実にはどこでパートナーシップが実現しているのかわかりません。NGOは立法過程において最終段階で排除されてしまう状態に変わりはないのです。

また、「女性の人権を主流化していく」ということに対しても強烈な抵抗がみられます。例えば、「女性の人権」に対する批判を繰り返しているのは、伝統的な人権派です。国際刑事法廷において、被害者の権利を保護するというルールができたときに、徹底的に抵抗したのが“アメリカン・バー・アソシエーション”というアメリカを代表する法律家組織でした。証人のアイデンティティーがわからなければ弁護できないという理由で、被害者のプライバシーについても明らかにすべきだという主張をしています。また、刑事裁判所でこうした考え方に傾いている裁判官もいます。

そして3点目、「安全保障レジーム・経済レジーム」が女性の人権に対して立ちはだかっています。例えば、国連の安全保障理事会で議論される安全保障という概念、そこに女性の人権がどれだけ入っているのか疑問です。安全保障は、現状を固定する、あるいはいったん崩れた秩序をもとに戻すということについても、現状というもの、あるいは元に戻された秩序というものの中に、女性にとって不利な権力構造が温存されているわけです。ですから、安全保障を実現した結果が「女性の人権」の侵害を永

続化させていくというまさに皮肉な結果になるのです。

経済レジームに関しては、特にIMFの構造調整政策、あるいはWTOの推し進める自由貿易体制が、社会的弱者層に対して非常に大きな被害を与えています。とりわけ冷戦終結後におけるアメリカを中心とする新しい安全保障の流れ、自由貿易原理、市場主義といったものが女性と子どもの権利を著しく阻んでいます。

第4点目に、フェミニズム国際法学は、人權侵害が行われても責任が追及されない加害者がいることに対して疑問を投げかけました。例えば、植民地主義の時代、植民地を持っている国の中では人權は守られていても、植民地にされた人々の人權はまったく無視されるに等しい状態でした。しかし、国際人權法は1960年の植民地独立付与宣言などを典型例とするように、このような植民地主義と決別をし、被害者が誰でも、また加害者が誰でも、同じように人權侵害は人權侵害であると認められるようになりました。

ところが冷戦終結後、国連を中心に展開されている非常に幅広いPKO活動、例えばUNTAC（カンボジア暫定統治機構）などを見てみると、新しい植民地主義といえるような状況がまかり通っています。

カンボジアでは、UNTACが入ってくる前までは、ほとんど子どもの性的搾取はありませんでした。ところがUNTACが入ってきてからというもの、女性や子どもの性的搾取が急増し、その責任はほとんど追及されていません。国連の要員が、子どもの権利条約や女子差別撤廃条約に反する行為を広範囲にわたって行っているわけです。加害者に力がある場合は、責任が追及されない現実があるということです。

国際人道法

この研究会のテーマである国際人道法についても、はっきりとしたジェンダー構造がみられます。ここではハーグ法とジュネーブ法に分けました。

ハーグ法は、1899年と1907年にハーグで開かれた、紛争の平和的解決のための国際会議において採択された陸戦の法規等に関する条約で、戦時における戦い方についてのルールを定めたものです。そしてこれに基づく慣習法というかたちで存在しています。

ジュネーブ法は、戦い方というよりも、戦闘能力を失った兵士や文民などの保護について定めた条約です。1949年に4つの条約がジュネーブでつくられ、1977年に2つの追加議定書によって補充されています。

このハーグ法とジュネーブ法からなる国際人道法をよく見てみると、男性のための法だといえます。例えばジュネーブ法は、4つの条約のうち文民の保護については1つ、戦闘員の保護に関しては3つの条約がつけられました。戦闘員を保護するのと同じくらい文民にも保護が必要であるにもかかわらず、文民には極めて手薄い保護しかありません。しかもここでいう文民は、1949年の条約の場合非常に限定されています。

占領地における住民だけを文民として、占領されていないところは文民とはしません。戦闘員の圧倒的多数が男であり、文民としての保護を必要としている人の多くは女性や子どもであることを考えれば男性中心の法だと言えるでしょう。

【性暴力の扱い】

戦時下における女性の人權侵害の最たる問題は、レイプに代表される性暴力の問題です。ジュネーブ法では、性暴力はどのように捉えられてきたのでしょうか。ジュネーブ法のもとでは、女性を独立した存在として捉えておらず、男性なり家庭に所有されるものとして、あるいは母親であるということで保護の対象になってきました。

また、ジュネーブ条約は重大な違反行為があった場合には、その者を処罰しなければならない義務を締約国に課していますが、その重大な違反行為の中にレイプは入っていません。つまり、ジュネーブ条約ではレイプは重大な違反行為として認められていないのです。レイプは伝統的に中世から戦闘の中に明確に組み込まれた一つの戦術でした。それが兵士の戦闘意欲を引き出し、あるいは相手方の戦闘意欲を喪失させるという、明確に組織化された戦術であったわけですが、そういうものが重大な違反行為として認められないということは、まさにジェンダー構造の反映の表れではないかといわれています。

国際刑事法廷でも単に単発的なレイプがあるだけではだめで、民族全体、集団全体に対する脅威がないとレイプは人道に対する罪にはなりません。つまり、女性が独立した存在として保護されることはないのです。家庭、男、民族、集団に帰属しているということ、そしてその帰属先への脅威があった場合にはじめて女性への性暴力が問題になります。そこに、はっきりとしたジェンダー構造ができていくわけです。

【国際的武力紛争と内戦】

伝統的に国際人道法は国際的武力紛争を第一義的な記述の対象にし、内戦は第二義的なものでしかありませんでした。しかし、内戦においていちばんの被害を受けているのもやはり女性です。内戦における性暴力以外の女性の人權の問題、例えば経済的・社会的・文化的な側面での紛争下における権利侵害が、国際人道法のなかに取り上げられないことも問題として指摘されています。

【国家の構造】

重大な人權侵害を犯した人を処罰することは、正義の実現にとって好ましいことですが、個人を処罰することで終わってしまうと、その背後にある重大な人權侵害を生み出す差別構造が見逃されてしまいます。刑事処罰は往々にして秩序をもとに戻すという理念に裏付けられているので、もとに戻った秩序が差別構造に基づいていれば、刑事処罰は何ら女性の人權の向上につながらないという事態もありうるわけです。

それに対して、刑事裁判ではなく真相究明型の正義の実現を図ろうとする国もあります。エルサルバドルやグアテマラや南アフリカ、チリやアルゼンチンでは、個人の責任以上にどうい構造のもとに人權侵害が生み出されたのか、「構造を問題にする」かたちで真相究明が行われてきました。これは非常に好ましいことですが、ジェンダーの視点が真相究明委員会の中に、なかなか入っていかないという問題点も残っています。

また、国家の構造それ自体が女性差別的であるような場合は、国家責任としてこれ

国際法と個人賠償請求権…第15回研究会

青山学院大学のシン・ヘボン教授には、ハーグ陸戦条約3条と個人の損害賠償請求権について、「ヴェルサイユ平和条約における個人賠償の検討」というテーマで報告していただきました。

戦後補償裁判における国際法上の論点

いわゆる戦後補償裁判というのはいろいろなタイプのものがあります。一つは、戦時中に日本の軍人・軍属としての地位にあった外国人が、日本人と同様の恩給等をもらいたいという、いわば平等原則違反を争う請求。もう一つは、捕虜や民間人（慰安婦裁判等）が受けた非人道的待遇に対して損害賠償を求めるものと分けられます。ここでは後者に絞ってお話します。

しかし、実際様々な戦後補償裁判で援用される国際法は国によって違います。例えば日本の植民地であった朝鮮半島と、フィリピンのような占領地の場合とでは、適用される法律が違います。1907年ハーグ条約が援用されるのはフィリピンのような被占領国の場合であって、韓国のような場合はまた話が違ってきます。

ハーグ条約の重要な条項として、46条に「私権の尊重」があり、「家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス」とあります。ちなみに家とあるのは、「家」と訳すと何か家父長的な考えが入っていて、それが慰安婦問題で解釈に影響するのではないかと考えられることがあります。原文はfamilyで、「家」でも「家族」でもいいのではないかと思います。

次に、問題になる3条ですが、46条を含む付属規則があり、条約の本体の3条で、「前期規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス」とあります。「交戦当事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」。交戦法規に違反した交戦当事者は、損害があれば賠償を払う義務があ

ると書かれており、戦後補償裁判では個人の賠償請求権が問題になっているわけです。

国側の主張で必ず出てくるのは、戦後補償裁判で個人は国際法主体ではないというものです。国際法イコール国家間の法であるから、条約等を援用して個人が賠償を求めることはできないとよく言われますが、国際法の今の発展段階を考えれば、個人が賠償を求めることは可能だと思います。確かに戦争の事後処理は国家間でなされることが多かったのは事実です。しかし国際法主体という場合、国際裁判所に訴える個人の権利は、とくに条約などで求めない限りはないと言っているだけであり、戦後補償裁判は国内の日本の裁判所に提訴をしているわけですから、そこで個人に国際法上の主体性がないというのはまた別の議論になると思います。国際法はICJのような国際裁判所に限らず、国内の裁判所によっても日常的に適用されていて、そこで個人の権利義務が問題になる場合も多いわけです。その場合は、国内裁判所が国際法を使って個人の権利義務について判断しているわけで、国内裁判所において個人は既に国際法の主体になっているといえます。

実際に、戦争中の戦争犯罪について、兵士個人が刑事責任を追及されるケースが数多くありました。アメリカなどでも実例が記録としてたくさん残っています。ニュルンベルグや東京裁判のような国際裁判所で裁くほうがむしろ特別であって、それよりはるか前から国内の裁判所で軍人個人の刑事責任を裁いていたし、むしろそちらのほうが歴史的には中心であったのです。

例えば、ハーグ条約に違反して占領地で違法に財産を没収した場合、中立国の場合であれば中立国民、敵国であれば敵国民が、その賠償を求めて国内裁判所に訴えることがよくありました。そこではハーグ条約を適用して判断を下しています。こうした国内裁判例を見れば、国内裁判所は国際法を使って判断を下し、そこでは個人は立派に国際法の主体になっていると言っていきたいと思います。そこで、国側の言う戦後補償裁判は、あくまで国内裁判所に個人が訴えているケースなので、個人の国際法主体性は条約で特別に認めない、という主張は非常におかしな議論であると考えます。

国際人道法違反と国家の責任

被害者個人に対して、国が損害賠償を払うべきものと解釈できるかどうか、いまいちばん大きな問題になっている論点です。

ここで、ハーグ条約で定められている住民の主権の尊重原則がいつ頃でき、どういう過程をたどってきたかということ、それが賠償とどういう関係にあるかということをまず考えたいと思います。

戦争中に敵国を占領した場合に、敵国の住民の私権、私有財産を尊重するという考えは18世紀末ごろに出てきます。もっと昔の戦争は略奪が多かったわけですが、自由主義経済の発展、啓蒙思想、人権思想が出てくるにつれて個人の私有財産の尊重という考えが一般化してきます。最初に2国間条約でそれを明文化したものは、1785年の

アメリカとロシア間の条約だと言われています。その背景にあったのは、ジャン・ジャック・ルソーのような考え、つまり「戦争は君主対君主の関係、国と国との関係であって、市民個人の関係ではない」、したがって正しい君主は敵国で公有財産は没収するが個人の生命と財産は守る、というような考えです。国のレベルと個人のレベルを分けるという考えが背景にあったと言われています。そして、そのころ出てきた私権尊重の原則が、戦時国際法のように法典化されるようになります。

1863年リーバー規則は、南北戦争当時にリンカーン大統領が政府軍の訓令のためにつくった規則で、これ自体は国際法ではありませんが、当時の主要な国のひとつであるアメリカが初めて発令したという意味で重要だと言われています。そのなかにアメリカ合衆国が占領した敵国で、住民の身体、とくに女性の身体を尊重するべきだという項目も入っているし、38条では私有財産を没収してはいけない、押収した場合には所有者に賠償を払うように領収証を発行するべきと出ています。

さらにオックスフォード・マニュアル（国際法協会International Law Associationという国際法学者の団体が出したもの）のなかにも私有財産は尊重する、輸送手段を押収するときには賠償を支払うとあります。

オックスフォード・マニュアルは国際法ではありませんが、こういうものを先駆けとして1899年と1907年にハーグ条約が出てくるわけです。

1899年のハーグ条約46条は、改訂した1907年のハーグ条約46条とほぼ同じです。1899年のハーグ条約の規定をつくるとき、すでにルソーの考えが当時大きな理論的根拠になったと言われています。46条は私有財産の尊重、個人の生命、財産、宗教や信仰などの尊重です。52、53条は例外規定にあたるのですが、そこには現品を徴発する場合、何か労働を課す場合、それは占領地方において指揮官の許可がなければ要求できないとあります。そして、もし現品を供給させる場合にはなるべく即金にて支払い、もしそれができなければ領収証をもってこれを証明し、かつなるべく速やかに支払いを履行するべきとあります。

53条の陸上、海上（陸海軍）での何らかの報道伝達手段、輸送機関、貯蔵兵器、軍需品の類はたとえ私人に属するものであっても押収することができる。ただし和平の回復時には、これを還付しかつ賠償を決定すべきものとす、とあります。つまり46条の大原則があり、その例外として徴発や課役、押収ができる条件が連ねられているわけです。注意すべきことは、領収証を出すまたは賠償を払うといったことは、財産の所有者が当然の前提になっていることです。実際に違反、違法な押収や徴発があった場合には、国家間で仲裁裁判所をつくって処理することもありました。各国の国内裁判所に個人が出訴して賠償を得たり、還付される例が多数存在します。この例からも、個人が国際法上、権利主体にはなれず裁判所に出訴できないというのは誤ちだと言えます。

例えば、オランダ、フランス、イギリス、ドイツ、スイスではオックスフォード・

マニュアルができたころ、すでに自国軍隊の訓令を、マニュアルをつくって発効しています。つまり主要各国は私有財産の尊重という考えを取り入れ、自国の軍隊に発令しているのです。それを踏まえううえで、よりはっきりとハーグ条約の原則を個人との関係で述べているものをいくつかあげました。

ギリシャのテネキデスという学者が、国際法関係の雑誌に書いている論文を参考にします。ギリシャは独立して以来、まわりの国と占領したりされたりの関係を続けてきた国ですが、ギリシャの裁判所は慣習法としてのハーグ条約を適用してきました。個人の賠償に関する事例として、1912年のエピスルス島事件があります。これはギリシャがトルコ領のエピスルス島を占領したときに、住民から徴発した賠償をめぐって、アテネの裁判所に住民から訴えが出されたというケースです。裁判所は、ハーグ条約の46条、53条の原則を適用すべきであるとして、住民の請求を認めています。テネキデスはこれを紹介しながら、先ほどのルソーの考えを引き、戦争は国家間の問題であって個人の問題ではないので、私有財産は当然尊重されるべきであるという考えをギリシャの裁判所はとっていると述べています。

日本は、第二次世界大戦中、戦時国際法をほとんど守っていませんが、日清・日露のころはよく守っています。日本が開国して欧米各国に伍していこうというときには、どうしても当時の国際法を受け入れざるを得なかったわけです。たとえば、日清戦争のときに海軍将官の法律顧問であった高橋作衛が『日清戦争中の国際法事例』の中で、日本は日清戦争のときにはヨーロッパ各国からの影響を受けながら、現地徴発について文明的な方法をとるように努めたと書いています。そのなかで、「住民に対しては必要なもの、不可欠なもの以外は使役をしてはならない」、「もし徴発した場合には正当な補償が必要」と述べています。日露戦争時には、中立国領土である中国の満州地方を占領したわけですが、そこでも「中立国であるための一定の例外を除いては、日本はハーグ条約の基本的な原則に拘束される」と述べています。

また、立作太郎の『戦時国際法論』をみると、「昔時において敵国の私有財産を没収し得べきを認められることはあるも、今日またはその説を唱えるものはない」として、私有財産の尊重を当然の原則というように言っています。

このように見てくると、各国は私有財産の尊重の原則を認めている。そして注目すべきことは、私有財産の尊重の原則の上に、もし例外として押収や徴発をする時には、その対価の支払いあるいは領収証の発行、事後の還付を受けるのは、当然その財産の所有者である個人になっているという点です。

日本が実際に被害者に賠償を払った例は、蜷川新の1905年の日露戦争に関する著作『黒木軍と戦争国際法』があります。それを見ると、日露戦争中に満州を占領し日本軍が過失で民家を燃やしてしまった事例をあげ、「戦闘の必要以外において故意または過失により人民の身体または財産に対して損害を被らしめたるに及んでこれを賠償すること固より法律上の義務なりとす」とし、その場合には当然「損害を賠償するこ

ととせり」と書かれています。その一例として、宿営した村で民家を3戸燃やしてしまったという事例をあげ、「賠償すべきを義務となし、被害民に対し適当の賠償金を支払えり」これは適当な処置であったという記述があります。

同じく中立国民に対する例でイギリスの控訴院判決があります。これは1924年、第一次大戦中に中立国に当たるエジプトの木材会社が、イギリスから財産を押収された後、イギリスの戦争賠償裁判所と控訴院に出訴したという事案です。イギリスは当時抵抗し、戦時徴発は国家行為であるといって責任を逃れようとするのですが、裁判所の判決は、国際法上は戦時徴発権があるとしても完全な賠償を行う義務を伴うものであると言い、結局賠償義務を認めました。

これは国が直接払った例ですが、押収や徴発をめぐって交戦国がハーグ条約、戦時国際法に違反し、その結果ももとの所有者であった私人に対して財産の還付、あるいは賠償が認められた事例は多数存在します。

また、ロータバクトが編集した国際法の判例集にも、たとえばドイツ軍によって自動車を押収され、対価の支払いも領収証の発行もなかったという事例や、フランスの裁判所が元の所有者への返還を認めたなかでハーグ条約を引いている事例などもあります。

つまり、まず私有財産の尊重という大原則があり、もし例外として徴発等をする場合には領収証を出し、あとから賠償するという取り扱いのなかで、ハーグ条約違反に対して財産の所有者である個人に賠償を支払うことが昔から広く行われていたのです。それを国内の裁判所がハーグ条約を適用して実施しているということが重要な事実です。ですから、決して国際裁判所でなければこうした決定ができないわけではないし、むしろ個人にとっては国内裁判所のほうが出訴しやすい身近な存在であると言えます。

ハーグ条約3条の解釈と適用

民間人の私有財産を尊重するという考えが戦時国際法で一般化してくると、それが結果として戦争の終わり方にも影響をもたらします。つまり、戦後処理のあり方として、国家が戦争にかけた戦費を返すだけでいいのか、損害賠償と考えた方がいいのかという議論が出てくるわけです。伝統的には戦争の結果、勝った国が負けた国に要求する「償金」はかかった戦費の償還という考え方が強いものです。例えば、日清戦争のあと日本が清から取り立てたお金が「償金」といわれるものです。これに対して第一次世界大戦は、民間人の被害が非常に大きかったため、戦勝国が敗戦国に対して「償金」を求めるだけでなく、新たに「損害賠償」という考え方がそこに入ってきました。

ヴェルサイユ条約では、連合国の国民が被った財産的被害に対して特別につくった混合仲裁裁判所に、直接に賠償を求める訴えができるという仕組みがつけられました。

これは、個人が国際的レベルで権利を認められた例として紹介されることが多いのですが、このような面だけではなく、戦時国際法で私権尊重の原則が確立し、しかも徴発等の賠償原則もできて、実行が積み重なったことが深く関係しているのではないかと思います。

ハーグ条約3条の意義は、規則の違反があった場合には国家に責任があるとしたこと、とくに損害があった場合に金銭的な賠償にあたり規定したことにあると言われています。そこでは、賠償を払う相手方が個人でもあり得るかが最大の争点ですが、いままでみてきた戦時国際法における個人の私有財産の尊重の原則、違法な徴発や押収の場合の賠償や領収証の発行、それらをみれば損害を受けたのが個人であっても、金銭的な賠償にあたるという読み方も可能だと思います。実際にメリニャックというフランスの20世紀初頭の学者は、フランス国内法の不法行為規定を引き合いに出しながら、3条についても、原則として訴えを起こす資格があるのは被害者であると言っています。

フォーシルという学者も、フランス民法の不法行為の規定を引いて、損害を受けた者が賠償を受ける権利があるのは一般的な原則であると言い、これが国際法レベルでも当てはまると説明をしています。注目すべきなのは、フォーシルが、ヴェルサイユ条約でドイツなどに賠償義務が課せられ個人が賠償請求できるようになったのは、この考えに基づいていると言っていることです。「交戦当事国に対し、その被害者に賠償する義務を課したハーグ条約3条は、個人の財産に対するの損害と同様、身体についての損害にも適用される」という説明もあります。

3条の起草の当初の主旨は、損害を与えた個人に対して賠償を払うことであったと考えてもいいと思います。実際、その点はカルスホーヴェン博士というオランダの学者が述べています。1998年の、戦後補償裁判判決のオランダ人捕虜に関する東京地裁判決の中で、3条は国家だけでなく個人の救済「をも」目的としていたと認められると言っています。「個人の救済だけが」とは言っていませんが、「個人の救済をも目的としていた」と言ったという点で、ひとつの打開があった、少し進んだような感じが弁護士のなかにはあったようです。

以上がハーグ3条の文言の解釈と起草過程ですが、問題は実際にそのような解釈がなされてきたかという点です。ハーグ3条の問題は、被害者個人にも賠償する義務を課したにもかかわらず、現実的な3条の履行方法があるのかまでは決められていない点です。これは、国際法では非常に一般的なことなのですが、義務を課したあとでそれを具体的にどうするかは各国にまかせ何も書かれていません。メリニャックも、実際には被害者一人ひとりが請求するのはむずかしいだろうと認めていて、国家が事後に個人の請求をまとめて交渉することによって、はるかに効果的に賠償請求できるだろうとしています。これは国家がまとめて個人に代わるといえることから、いわゆ

る外交保護権というかたちになります。

もともとハーグ条約は戦時国際法ですから、戦争中にどの国も守るべき法であり、本来は勝った国が負けた国だけに責任を求める性格のものではありません。つまり、両方が両方に違反の分を支払わなければならないはずなのです。しかし、実際にはそうされてはきませんでした。勝った国が負けた国に請求する場合、包括的支払いを求めることが多く個人に分けるとは限りません。配ったとしても被害の額に見合わない額であることも多いという現実があります。

ヴェルサイユ条約

ヴェルサイユ条約は個人の請求を国際的に処理する手続きを特別にきちんとつくった例です。条約231条には、ドイツ等の国について「彼らが強い戦争の結果、連合国及びその国民に与えた一切の損失及び損害に対して責任がある」と、連合国の国民が敵国領土内にあった各自の財産、権利利益について受けた損害の損害賠償を請求できると認められたわけです。

この画期的な制度を何故つくったのかあまり説明がありません。ヴェルサイユ条約を起草したパリ平和会議に厚い議事録がありますが、そこには出てきません。しかしパリ平和会議に出ていたイギリスの首相ロイド・ジョージの回顧録をみると、「不法行為による損害について賠償を払うのは根本的な文明社会の原則である」というような記述があり、第一次世界大戦中に連合国が受けた甚大な被害について詳しく述べています。このなかで、「補償の考えは、この無法で無情な戦争の開始時から、連合国政府の念頭にあった」と書いています。

ヴェルサイユ条約の個人賠償がどのようにつくられたかについては、ジョーダンという学者が、ジデルとヴァローが書いたヴェルサイユ条約の解説書の序文に、「イギリスが基本的な考え方をつくった」と書いています。

ヴェルサイユ条約とハーグ条約の関係については、何人かの学者が述べています。たとえばガーナーという学者が『国際法と世界戦争』という本のなかで、「第2回ハーグ会議は、規則に違反して個人に与えられた損害に対して、個人に賠償する交戦国の義務が確立した」と述べ、「ヴェルサイユ条約における個人への賠償は、ハーグ条約の規則の執行の試みの最初の例である」という解説をしています。

フォーシルは、「第一次大戦が破壊的なものであったために、住民個人の損害の補償をしなければならなかった」と記述し、これについて具体的にフランス内のドイツ人の財産が清算されてそれにあてられたことにも触れています。

ジョーダンという学者は、フランスの国内法の背後にルソーのような考え、つまり「戦争は国家間の問題であって個人の問題ではない」という考えや、ハーグ条約のリベラルな考えがあり、それを擁護しようとするフランス精神の現れであるという文章を書いています。こうしてみると、ヴェルサイユ条約の基礎に個人の私有財産の尊重

の原則があったからこそ、画期的な条約ができたと言えるのではないのでしょうか。

では第二次世界大戦後はどうでしょうか。第二次世界大戦の場合には、第一次世界大戦の時よりもさらに広い権利を私人に与えました。例えば、1947年のイタリアとブルガリアやハンガリーなどとの条約の例は、「連合国民の財産被害について、それを購入するのに必要な3分の2の額を払う」となっています。日本の場合はいろいろな考慮が入り、サンフランシスコ条約などで賠償放棄になりましたが、それは決して一般的ではなかったということを踏まえておきたいと思います。

【外交保護権との関係】

「外交保護権との関係」は国家で解決済みではないかとよく言われますが、国家が賠償を放棄したことによって、個人の権利をも取り去ってしまうわけではありません。ハーグ3条に類似した規定に、ジュネーブ条約第一追加議定書91条がありますが、その解説書でも赤十字国際委員会が、「当事国は被害者が受ける権利がある賠償を否定することはできない」と書いています。同じ被害事実について国家の権利と個人の権利とがあるということです。国家が請求をしても回復されない被害が残っている限り、個人はそれをなんらかの方法で追求することができるかとみるべきではないか、と考えるわけです。

国家の権利と個人の権利は並行して存在するという考え方は、1996年のドイツ連邦憲法裁判所の判決で、ユダヤ人の強制労働をめぐる事件の判断でもありました。これは、ポーランドが賠償を放棄したとしても、個人の国内法による権利は消滅しないと述べたものです。

テオドア・メロンは国際人道法の権威ですが、「ハーグ3条は被害者に対して原告適格を与えるように解釈されてきた」と述べています。

結論としては、ハーグ3条の起草過程を見ると、個人の救済がもともとの目的だった場合、国家が国家間で解決できればそれはそれで解決されたと考えてもいいが、実際そうではない場合には、当初の目的であった個人の権利はまだ残っており、それをなんらかの使える手段で追及することは可能なはずである。少なくともそれを排除する法的障害はないということです。確かに、国際裁判所への出訴は特別に認められなければならないでしょうが、日本の戦後補償裁判はあくまで国内裁判所に出訴しているわけですから、国際法主体性云々という部分は当てはまりません。実質的にハーグ3条の検討やいままでの実行例の検討をせずに簡単に退けられない問題であると思います。

「慰安婦」問題に関しても、国家間の処理のできる余地があったにもかかわらず何もなされてはきませんでした。立法府も処置をとらない現状では、裁判所が立法を促して結論を出すのがあるべき姿でしょう。戦後50年放置した責任も含めてそうするのが当然ではないかと思えます。